

## 報告第1号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月3日 報告

守谷市長 松丸修久

| 報告 | 頁数 |
|----|----|
| 1号 | 1  |

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月12日

守谷市長 松 丸 修 久



1 和解の相手方

住所 守谷市

氏名 ○○○○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日

令和6年11月12日 午後1時50分頃

(2) 事故発生場所

守谷市内

(3) 事故の概要

市道で除草作業を行ったところ、草刈機で小石を飛ばし、○  
○○○○○○宅1階掃き出し窓のガラスを破損させた。

(4) 損害賠償額

86,900円

| 報 告 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 1 号 | 2   |